

令和8年度
つくば市

介護職員

キャリアアップ費用給付金

つくば市内の特定の介護事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、対象研修のいずれかを修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。

給付金額

対象研修の費用(受講料及びテキスト代金)の半額
(1,000円未満切り捨て、上限50,000円)

対象者

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 2026年4月1日から2027年2月末日までの間に対象研修のいずれかを修了していること。
- 2025年6月30日以前に市内の介護事業所等[※]を運営する法人と、市の定める特定の職種[※]として雇用契約を締結していること。
- 2025年7月1日から申請日までの間、2の雇用契約に係る法人が運営する市内の介護事業所等[※]に勤務する方で、次のいずれかに該当すること。
 - 常勤職員として勤務していること。
 - 非常勤職員として勤務している場合、2026年8月から2027年1月までの各月において、1日から28日までの勤務時間数の合計を4で除して得た1週間当たりの勤務時間数の平均値が、各月それぞれで20時間以上であること。
- 派遣労働者でないこと。

※介護事業所等の種別や職種の詳細については、ホームページ掲載の「申請の手引き」をご確認ください。

対象研修

介護職員初任者研修課程、介護職員実務者研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、喀痰吸引等研修、同行援護研修、行動援護研修

申請受付令和9年(2027年)2月1日(月)～26日(金) (ただし、土日祝を除く。)

午前8時45分から午後4時30分まで

ホームページ掲載の「申請の手引き」を確認のうえ、申請書等を持参又は郵送で提出してください。

(郵送の場合、2月1日～2月26日必着)

ホームページ

<https://www.city.tsukuba.lg.jp>

[トップページ → 健康・医療・福祉 → 保険・年金 → 介護保険 → 施設の届出・指定・認可 → 介護職員の就労及び研修受講に係る給付金を交付します]



問合せ先 つくば市福祉部高齢福祉課 介護人材給付金担当

電話 029-883-1111 (内線 1232)